

# 令和6年度「差別をなくする県民のつどい」委託業務仕様書

## 1 事業の内容

令和6年度「差別をなくする県民のつどい」開催業務

## 2 委託期間

契約締結の日から令和7年1月14日まで

## 3 委託料上限額

2,766,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

※ 当初契約において定められた業務内容の実施に当たっては、追加の費用負担が生じた場合は、原則として受託者の負担とする。

## 4 つどいの概要

### (1) 本つどいの目的

本県では、同和問題をはじめとするあらゆる差別の解消と人権が尊重される社会づくりに向けて、世界人権デーを最終日とする11月11日から12月10日までの1か月間を「差別をなくする強調月間（以下「強調月間」という。）」と定めており、その主要行事として、講演及びアトラクション等を行い、県民に対し人権の意義やその重要性に関する正しい理解を深める機会を提供することを意図している。

### (2) 実施日時及び実施会場

強調月間の期間中に、一般県民に広く啓発を行う必要があることから、約1,000人収容が可能な下記の施設を利用することとする。

愛媛県県民文化会館（松山市道後町2丁目5-1）

会 場	使用可能時間
	[当日] 11月20日（水）
サブホール （収容人数約1,000人）	9:00～17:00 （当日リハ・撤去時間含む。）

※「主催者」が会場を仮予約済。

※控室等その他必要な施設の利用については、別途主催者と協議すること。

### (3) 対象者及び参加者数

一般県民1,000人程度を対象とする。

### (4) イベントの概要について

イベントの概要は以下のとおりとする。ただし、これらの事項に限定するものではなく、あくまで目安とする。

〔開会行事〕 13:00～13:10

知事あいさつ、出演者紹介等

〔講 演〕 13:10～14:30

参加者の多くが興味をもつ内容で、人権の意義やその重要性に対する正しい理解が深まる講演を実施する。

〔休憩〕 14：30～14：45

〔アトラクション等〕 14：45～16：00

参加者が気軽に楽しむことができる内容で、人権の意義やその重要性について心に残るイベントを実施する。公演数は1つに限らず、効果的に実施することとする。

〔人権啓発パネル展示等〕 12：00～16：00

会場ホワイエ等を活用し、人権に関するパネル展示等を実施して、様々な人権課題について啓発を行う。

#### (5) 講演及びアトラクション等の内容について

- ① 講演については、「インターネットによる人権侵害」を候補とするが、時宜を得た他の課題についても提案可とする。アトラクション等については、参加者の心に訴え、かつ人権意識の高揚につながる内容とし、講演及びアトラクション等を通じ、参加者の人権意識の教育・啓発に資する内容とすること。ただし、講演については、令和5年度「差別をなくする県民のつどい」及び「ふれあいフェスティバル2024」のメインテーマとは重複しないよう留意すること。
- ② 人権啓発パネル展示については、会場ホワイエ等参加者の目にとまりやすい場所に県が提供するパネルの設置（20枚程度）を行うこと。その他、有効な資料展示等があれば提案のうえ、展示すること。

## 5 委託業務の内容

### (1) 運営に関する基本的事項

- ① 企画案は、開会行事（知事あいさつ、出演者紹介）を含むものとする。
- ② 実施運営マニュアル、進行台本等を作成すること。
- ③ 準備から開催までのスケジュール調整及び関係機関・講師・アトラクション等出演者・司会者等との連絡調整、当日の会場運営、進行管理、出演者のアテンド（接待）等、全ての運営業務を主催者と協議のうえ行うこと。併せて必要かつ適切な人員配置を行うこと。
- ④ 司会進行役、アシスタント等を適宜配置すること。
- ⑤ 開会行事を含め各イベントについては、原則手話通訳及びパソコン要約筆記を配置すること。
- ⑥ 必要に応じて事前申込み制をとるなど、主催者と協議のうえスムーズな運営に努めること。

### (2) 広報宣伝（「差別をなくする強調月間」メインデザイン作成等を含む。）

- ① 新聞・テレビ・ラジオ・雑誌等のメディアを活用した告知及びパブリシティー企画を提案し、実施すること。
- ② 強調月間を広く県民に周知するためのメインデザイン企画及びポスター等啓発ツールの制作等を行うこと。なお、詳細は「7 強調月間メインデザイン等詳細仕様」による。
- ③ その他、広報活動で有効なものがあれば主催者と協議したうえで実施すること。

### (3) 会場（音響、照明、舞台装置を含む。）借上げ、設営・撤去

- ①会場施設等借上げに係る手続きを行い、代金及び付属施設使用料、その他開催に必要な設備等の使用料の支払いを行うこと。
- ②会場内の装飾・音響、会場の案内・誘導看板等の設営及び撤去などを行うこと。
  - ・会場設営にあたっては、「差別をなくする強調月間ロゴマーク」及び「差別をなくする県民のつどいロゴマーク」を活用して、全体の統一性に留意し、明るい基調の装飾を施すこと。
  - ・来場者の円滑な動線を確保するために、幅広い年齢層の参加者に配慮した看板等を会場周辺に設置すること。



差別をなくする強調月間  
ロゴマーク



差別をなくする県民のつどいロゴマーク

#### (4) 会場受付（啓発資料配布等）

- ①県が予め提供する当日配布資料をセットし、会場に搬入すること。
- ②当日受付において、配布資料を参加者に配布すること。
- ③事前に関係者と打ち合わせを行い、人員の配置及び配布計画を作成すること。
- ④イベント関係者と判断できるようスタッフ用名札を作成して、着用すること。

#### (5) 会場及び駐車場整理

- ①会場には運営に要する人員を適切に配置すること。特に会場への誘導について、事故等トラブルがないよう無理のない人員配置を行うこと。
- ②手話通訳が必要な方、車椅子を使用している方等、参加にあたって配慮が必要な方への誘導及び受講位置の確保等を適切に行うこと。
- ③適切に人員を配置し、主催者、出演者、参加者が使用するバス等の誘導を適切に行うこと。
- ④開会行事に着ぐるみを3体配置する予定であるので、それぞれ演者の人員配置及び誘導者2名の配置を行うこと。

#### (6) 報告書の作成及びアンケートの実施

- ①報告書用の写真撮影を行うこと。
- ②撮影写真はJPEGデータで主催者に納品すること。  
なお、納品されたデータのうち、主催者が作成する本件事業についてのホームページや印刷物等へ使用できるものを判別できるようにすること。
- ③報告書は2部作成すること。
- ④アンケート用紙を作成し、会場で配布、回収すること。
- ⑤アンケート用紙の内容は主催者と協議すること。
- ⑥回収したアンケートを集計し、主催者に紙資料及びPDFデータで提出すること。

#### (7) その他留意事項

- ①委託料には、会場使用料、講師・アトラクション出演者・司会・手話通訳者等

出演者への謝礼・交通費、スタッフの人件費等のほか必要とする資材、機材及び出展物の運搬費、看板作成費、パネル制作費等を含む。

- ②委託業務の履行に際し、他の者の著作権を有するものを使用し、問題が生じた場合には、県に不利益が生じないよう受託者の責任においてこれを処理すること。
- ③成果物に関する著作権は、県に帰属するものとし、県が行う他の媒体等での活用を妨げないこと。
- ④その他、仕様書に示されていない事項については、適宜、協議のうえ決定する。

## 7 強調月間メインデザイン等詳細仕様

### (1) メインとなるデザイン企画（2案）

「4-(1)つどいの目的」に記載のとおり「差別をなくする強調月間」（11月11日～12月10日）を広く県民に周知するためのデザインであり、県民の感性に訴え、かつ、幅広く受け入れられるものとする。

#### ① 実施方法

受託者は主催者に対し、デザイン案を2案示すものとする。原則として主催者は受託者から提出のあった広告図案のうち1案を採用するものとするが、主催者が受託者から提出のあった広告図案のいずれもが明らかに内容の適切さを欠くと判断するときは、双方協議の上、受託者は速やかに代替案を提出するものとする。また、採用した広告図案の一部の修正が必要と認めるときは、修正を行うものとする。

#### ②デザインに含む要素

- ・月間にふさわしいヘッドコピー
- ・差別をなくする強調月間 11月11日(月)～12月10日(火)
- ・愛媛県
- ・差別をなくする強調月間のロゴマーク
- ・法務省啓発活動重点目標～人権啓発キャッチコピー～

### (2) メインデザインを使用したポスターの制作

#### ①仕様

(ア)規格：B2版、片面4色

(イ)用紙等：コート紙135Kg

(ウ)その他：可能な限りグリーン購入に基づく用紙の使用、印刷に努めること

#### ②作成部数

921枚

#### ③記載内容

- ・「差別をなくする強調月間」メインデザイン
- ・月間中に行われる行事の広報

#### ④納入

「(4)ポスター、チラシの納入」のとおり

#### ⑤その他

PDFデータをCD-Rに納めて納入すること

### (3) メインデザインを使用したイベントチラシの制作

①仕様

(ア) 規格：A4版、表面4色、裏面1色

(イ) 用紙等：コート紙 62.5Kg

(ウ) その他：可能な限りグリーン購入に基づく用紙の使用、印刷に努めること

②作成部数

9,287枚

③記載内容

- ・表面は原則としてポスターと共通とする
- ・裏面には月間中に行われる行事の広報を記載

④納入

「(4) ポスター、チラシの納入」のとおり

⑤その他

PDFデータをCD-Rに納めて納入すること

(4) ポスター、チラシの納入

○納入先

(ア) 県庁納品分

	ポスター	チラシ
数量	366枚	3,697枚
納入形態	10枚ごとに筒状にまとめて納入すること	100枚ごとに仕切り紙を入れ、500枚ごとに梱包して納入すること
納入期限	主催者と協議の上、決定する	
納入場所	県庁本館2階 人権対策課	
その他	PDFデータをCD-Rに納めて納入すること	

(イ) 直送分

	ポスター	チラシ
数量	555枚	5,590枚
納入形態	B5サイズに折った形で納入すること	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県が提供する送付文書等を添えて発送すること</li> <li>・発送伝票の控えを提出すること</li> </ul>	
発送期限	主催者と協議の上、決定する	
納入場所	メール便 546箇所（詳細は別紙配布先のとおり）	

別紙 令和6年度 強調月間ポスター・チラシ配布先一覧

配布箇所	納品方法等	ポスター			チラシ		備考
		箇所	部数	計	部数	計	
各地方局、各支局	県庁	5	5	25	50	250	ポスター：各5枚 チラシ：局内各課用50部
各市町	県庁	20	-	210	-	1,650	各市町部数は下記のとおり
各教育事務所	県庁	3	1	3	10	30	
庁内各課	県庁	97	0	0	1	97	
警察本部教養課	県庁	1	1	1	10	10	
愛媛労働局、公共職業安定所	メール便	10	1	10	10	100	
広報広聴課（県民プラザ）	県庁	1	1	1	30	30	
県関係施設（県庁納品分）	県庁	28	1	28	10	280	
県関係施設（メール便分）	メール便	14	1	14	10	140	
県内公立図書館	メール便	29	1	29	10	290	
県立学校等（県庁納品分）	県庁	68	1	68	10	680	
私立学校等（メール便分）	メール便	74	1	74	10	740	
社会福祉協議会・県社協	メール便	21	1	21	10	210	
商工関係団体（商工会議所・商工会等）	メール便	36	1	36	10	360	
愛媛県人権対策協議会、愛媛県人権教育協議会	メール便	2	1	2	30	60	
松山市長会、松町村会、松大権協会、NPO法人等（メール便分）	メール便	6	1	6	10	60	
各種企業	メール便	353	1	353	10	3,530	
松山地方法務局・愛媛県人権擁護委員連合会	メール便	1	-	10	-	100	
人権施策推進協議会委員	県庁	15	-	-	1	15	
いじめ問題再調査委員会	県庁	6	-	-	1	6	
人権問題研修講師	県庁	31	-	-	1	31	
つどい、基礎講座参加者	県庁	-	-	20	-	500	
番町クラブ	県庁	18	-	-	1	18	
請求対応及び予備	県庁	-	-	10	-	100	
計		839		921		9,287	

※1 各市町

ポスター配布内訳						
番号	市町村名	A	B	C	D	E
		首長部局担当課及び広報用	教育委員会担当課用	隣保館用箇所数	調整	(A+B+C+D)合計
1	松山市	1	1	9	9	20
2	今治市	1	1	3	5	10
3	宇和島市	1	1	3	5	10
4	八幡浜市	1	1	3	5	10
5	新居浜市	1	1	1	7	10
6	西条市	1	1	4	4	10
7	大洲市	1	1	4	4	10
8	伊予市	1	1	1	7	10
9	四国中央市	1	1	3	5	10
10	西予市	1	1	2	6	10
11	東温市	1	1	1	7	10
12	上島町	1	1	0	8	10
13	久万高原町	1	1	1	7	10
14	松前町	1	1	0	8	10
15	砥部町	1	1	0	8	10
16	内子町	1	1	2	6	10
17	伊方町	1	1	1	7	10
18	松野町	1	1	2	6	10
19	鬼北町	1	1	0	8	10
20	愛南町	1	1	1	7	10
計		20	20	41	129	210

チラシは各市100枚（松山市のみ200枚）、各町50枚の計1,650枚配布とする。

【県庁納品分】  
ポスター366枚  
チラシ3,697枚

【直送分】  
ポスター555枚  
チラシ5,590枚